

住宅等の脱炭素化促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーの導入拡大、住宅の省エネルギー化の推進及び災害時に活用可能な自立・分散型エネルギーの導入促進を目的として本市が実施する住宅等の脱炭素化促進補助金（以下「補助金」という。）の交付手続き等に関する基本的事項を定めることにより、補助金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。なお、補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「既存住宅」とは、登記事項証明書、固定資産の評価証明書又は固定資産税の課税明細書において、種類が居宅等である戸建住宅をいう。
- (2) 「新築住宅」とは、前号で定める住宅を除く戸建住宅をいう。ただし、住宅の敷地内のカーポート、車庫及び物置等は建築年数に関わらず新築住宅として取り扱う。
- (3) 「築10年超住宅」とは、登記事項証明書において、平成27年3月31日以前に建築されたことが確認できる戸建住宅又は固定資産の評価証明書若しくは固定資産税の課税明細書において、平成26年以前に建築されたことが確認できる戸建住宅をいう。
- (4) 「築10年以下住宅」とは、既存住宅のうち、築10年超住宅を除く戸建住宅をいう。
- (5) 「太陽電池の最大出力」とは、日本産業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kW表示）をいうものとし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。
- (6) 「HEMS」とは、住宅の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するシステムをいう。
- (7) 「V2H充放電設備（以下「V2H」という。）」とは、電気自動車等と住宅等との間で電力を充放電することを可能とする設備をいう。
- (8) 「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」とは、次の要件を全て満たす住宅をいう。なお、法改正等に伴い計算方法等の見直しが行われた場合には、当該改正等の適用時期に応じて、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法等に従うこととする。
 - ア 平成28年省エネ基準に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（ U_A 値）が0.6以下であること。
 - イ 平成28年省エネ基準に準拠して計算される住宅の冷房期の平均日射熱取得率（ η_{AC} 値）が2.8以下であること。
 - ウ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること。
 - エ HEMSが導入されていること。

- オ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による削減分を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。
- カ 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による削減分を含めて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。
- (9) 「Z E H+」とは、前号イからエ及びカに加え、次の要件をすべて満たす住宅をいう。なお、法改正等に伴い計算方法等の見直しが行われた場合には、当該改正等の適用時期に応じて、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法等に従うこととする。
- ア 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による削減分を除き、基準一次エネルギー消費量から 30%以上削減されていること。
- イ 外皮性能について断熱等性能等級 6 以上であること。
- ウ 次の 2 項目のうち、いずれかを満たすこと。
- (ア) 太陽光発電設備等により発電した電力の蓄電を可能とする設備又は日中に余剰電力を活用する機器を設置することや、太陽熱を活用した機器を設置することにより、再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置を講じていること。
- (イ) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房、給湯設備等を制御可能であること。
- (10) 「L C C M住宅」とは平成 28 年省エネ基準、第 8 号アからエ、カに加え、次の要件をすべて満たす住宅をいう。なお、法改正等に伴い計算方法等の見直しが行われた場合には、当該改正等の適用時期に応じて、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法等に従うこととする。
- ア 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による削減分を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減されていること。
- イ 次のいずれかの方法により、L C C O₂を算定し、結果が 0 以下となる住宅
- (ア) C A S B E E - 戸建(新築)
- (イ) L C C M住宅部門の基本要件(L C C O₂) 適合判定ツール
- ウ 住宅の品質の確保について、C A S B E E の B + ランク又は同等以上の性能を有するもの
- (11) 「Z E H等」とは、Z E H、Z E H+又はL C C M住宅等国Z E H等支援事業の対象となる住宅をいう。
- (12) 「Z E H等を構成する設備」とは、Z E H等に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備(本市の補助を受ける家庭用燃料電池システムを除く。)、換気設備、再生可能エネルギー発電設備及びHEMSであって、国Z E H等支援事業における要件を満たすものをいう。なお、HEMSの要件が指定されていない国Z E H等支援事業における補助金の交付を受ける場合、導入するHEMSは愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の要件を満たすものであること。
- (13) 「国Z E H等支援事業」とは、経済産業省、国土交通省又は環境省がZ E H等の普及促進を目的として実施する補助事業のことをいう。
- (14) 「蓄電容量」とは、国が実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する蓄電システムの蓄電容量(kWh 表示)をいうものと

し、小数点以下第 1 位未満は切り捨てる。

- (15) 「国のリフォーム支援事業」とは、経済産業省、国土交通省又は環境省が住宅の省エネルギー化を目的として実施する補助事業のことをいう。
- (16) 「補助対象経費」とは、第 5 条で定める対象システムの購入及び設置に要する経費とし、別に定める。

(補助金の交付)

第 3 条 補助金は、第 4 条第 1 項の各号に定める事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（国、地方公共団体又はこれらに準ずる者を除く。以下「補助事業者」という。）に対し、各補助事業の予算の範囲内で交付する。なお、補助金の交付は、補助対象経費の範囲内とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業間で予算を流用することができる。

(補助金の交付対象)

第 4 条 補助事業を、次の各号に定める。

- (1) 太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又は V 2 H を一体的に住宅に導入する事業（以下「一体的導入事業」という。）
- (2) Z E H 等を建築する事業又は新築の Z E H 等を購入する事業（以下「Z E H 事業」という。）
- (3) 前号に規定する Z E H 等に加えて蓄電システムを導入する事業（以下「Z E H 蓄電事業」という。）
- (4) V 2 H を住宅、事業所に導入又は導入された住宅、事業所を購入する事業（以下「V 2 H 事業」という。）
- (5) 既設の太陽光発電設備に接続する蓄電システムを住宅に導入する事業（以下「既設蓄電事業」という。）
- (6) 既存住宅の窓を断熱改修する事業（以下「断熱窓改修事業」という。）
- (7) 家庭用燃料電池システムを住宅に導入する事業又は導入された住宅を購入する事業（以下「家庭用燃料電池事業」という。）

2 補助事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 一体的導入事業、V 2 H 事業、既設蓄電事業及び家庭用燃料電池事業の補助事業者
ア 個人（個人事業主及び建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 25 条第 1 項に規定する管理者（以下「管理組合の管理者」という。）を含む。以下同じ。）若しくは法人（区分所有法第 47 条第 1 項に規定する管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）を含む。以下同じ。）又は補助事業に係る住宅を第三者に賃貸する個人若しくは法人

イ 個人の場合は住民票又は住民票記載事項証明書の写しにおいては現住所が名古屋市内の住宅となっていなければならない。ただし、補助事業者が名古屋市外に在住しており、家族等が対象システムを設置する住宅に居住している場合は、この限りでない。

ウ 法人の場合は登記事項証明書の写しにおいては本店又は主たる事務所が名古屋市内となっていないなければならない。

(2) Z E H事業、Z E H蓄電事業及び断熱窓改修事業の補助事業者

ア 個人（管理組合の管理者を除く。）又は法人（管理組合法人を除く。）

イ 個人の場合は住民票又は住民票記載事項証明書の写しにおいては現住所が補助事業に係る住宅となっていないなければならない。

ウ 法人の場合は第 7 条又は登記事項証明書においては本店又は主たる事務所が補助事業に係る住宅となっていないなければならない。

3 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助事業者になることができない。

4 補助事業に係る住宅は、名古屋市内において居宅又は共同住宅として使用されるものとし、事業所は所在地が名古屋市内のものとする。ただし、対象システムを設置する住宅及び事業所が補助事業者の所有物でない場合は、設置について所有者の承諾を受けている場合に限る。

5 第 1 項に定める一の補助事業に係る住宅の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 一体的導入事業、V 2 H事業、既設蓄電事業及び家庭用燃料電池事業

一の戸建住宅又は一の共同住宅

(2) Z E H事業及びZ E H蓄電事業

一の戸建住宅

(3) 断熱窓改修事業

一の戸建住宅又は区分所有法に定める一の専有部分（専有部分に接続する共用部分で管理組合又は管理組合法人が改修を認める部分を含む。）

（対象システム）

第 5 条 第 4 条第 1 項で定める各補助事業に係る対象システムは、別に定める要件に全て適合しているものとする。

（補助金額）

第 6 条 第 4 条第 1 項で定める各補助事業に係る補助金額は、別に定める額とする。なお、一体的導入事業の補助金の額は、太陽光発電設備、H E M S、蓄電システム又はV 2 Hに係る補助金の額を合計した額とする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める必要書類を添付し、別に定める期間内に補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 本要綱における補助を実施する一の年度において、補助金を受けることができる回数は、補助事業それぞれにつき 1 人 1 回とする。ただし、異なる住宅等において補助事業を

実施する場合は、この限りではない。

- 3 同一の対象システムについて、重複して補助金を受けることはできないものとする。
- 4 交付申請書は、郵送により提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(交付の決定及び不交付の決定)

第 8 条 市長は、提出された交付申請書について、その内容を審査し、補助金の交付について決定する。

- 2 市長は、補助金を交付する決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、補助金交付決定通知書（第 2 号様式。以下「決定通知書」という。）により、また、補助金を交付しない決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。
- 4 市長は、提出された交付申請書に係る補助金交付申請額の総額が予算の範囲を超えた日（以下「終了日」という。）をもって当該補助事業の受付を終了する。なお、終了日に複数の交付申請書が提出された場合は、次条に定める抽選により交付対象とする申請者を決定する。

(抽選)

- 第 9 条 市長は、抽選を行う場合は、くじ引きによる抽選を公開で行い順位を決め、予算の範囲を超えない順位までを補助金の交付対象者（以下「当選者」という。）とする。
- 2 当選者が提出した交付申請書の取扱いは、前条第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。

(補助事業の着手日及び完了日)

第 10 条 補助事業者は、決定通知書に記載された交付決定日以降に補助事業に着手しなければならない。

- 2 交付申請書の提出前に着手された補助事業については、第 8 条に規定する交付申請書の受付を行わないものとする。
- 3 ZEH 事業に係る住宅を新築する場合、当該住宅の建築にかかる基礎工事は補助事業に含まれないものとする。
- 4 補助事業者は、別に定める日までに補助事業を完了しなければならない。補助事業の完了日（以下「事業完了日」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 一体的導入事業

当該太陽光発電設備に係る電力の受給開始日、当該住宅の引渡日又は補助対象経費に係る工事完了日のうちいずれか遅い日とする。

(2) ZEH 事業及び ZEH 蓄電事業

当該住宅の引渡日又は補助対象経費に係る工事完了日のいずれか遅い日とする。

(3) V 2 H事業及び家庭用燃料電池事業

補助対象経費に係る工事完了日とし、対象システムが設置された住宅等を購入する事業を実施する場合は当該住宅等の引渡日とする。

(4) 既設蓄電事業及び断熱窓改修事業

補助対象経費に係る工事完了日とする。

(補助事業者の変更)

第11条 補助事業者の死亡により補助事業を遂行することができない場合であつて、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該補助事業者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者）が、補助事業者の地位の承継について市長の承認を受けようとするときは、速やかに市長に届け出、その承認を受けなければならない。

2 前項に係る手続きについては、住宅等の脱炭素化促進補助金に係る財産処分等の承認要領（以下「承認要領」という。）に定める対象システムの管理運用に関する変更等に係る手続きを準用する。

(計画の変更)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業に着手する前に計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額が変更となる計画変更を行うとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の承認を受ける前に着手された補助事業については、市長は、交付決定を取り消すことができる。ただし、補助事業に着手する前に計画変更承認申請書を提出できないやむを得ない事由があると市長が判断した場合はこの限りではない。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の承認に関し条件を付すことができる。

4 計画変更承認申請書は、郵送により提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

5 市長は、第1項の承認をしたときは、計画変更承認通知書（第5号様式）により補助事業者に通知する。

(中止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに中止承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 中止承認申請書は、郵送により提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、中止承認通知書（第7号様式）により補助事業者に通知する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後、別に定める日までに、別に定める必要書類を添付したうえで、実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 実績報告書（第8号様式）に添付する必要書類については、やむを得ない理由により別に定める日までに提出できないと認められる場合は、提出期限を延長することができる。
- 3 実績報告書は、郵送により提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、受け付けた実績報告書について、その内容を審査し、補助金交付額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、別に定める日までに補助金振込先口座の通帳の写し等補助金の振込先口座の情報を確認できる書類を添付し、補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、請求書について、その内容を確認し、補助事業者に補助金の支払いを行うものとする。

(現地調査等)

第17条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者等に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(取得財産等の管理)

第18条 補助事業者は、対象システムを別に定める期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、対象システム及び補助事業に係る住宅等を、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する処分その他の処分（以下「財産処分」という。）をしてはならない。ただし、前項に定められた期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 補助事業者は、前項の規定にかかわらず補助事業者の責に帰することのできない事由により第1項に定められた期間内に当該対象システムを処分した場合には、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 補助事業者等は、第1項に定められた期間内に対象システム及び補助事業に係る住宅の適正な運用を図る上で必要な管理及び運用に関する変更を行う場合は、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 第2項から第4項に係る手続きについては、承認要領に定める。

(交付決定及び補助金交付額の確定の取消し)

- 第 19 条 市長は、補助事業者が本要綱に違反した場合、交付決定を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、第 15 条に規定する補助金交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第 1 項の規定により取消しをした場合、補助金交付決定取消通知書（第 10 号様式）により補助事業者へ通知する。

(補助金の返還及び加算金・延滞金)

- 第 20 条 市長は、前条第 1 項の規定により取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、財産処分を承認しようとするときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。
 - 3 前各項の規定による補助金の返還に係る加算金及び延滞金については、名古屋市補助金等交付規則第 20 条の規定を準用する。

(個人情報に関する事項)

- 第 21 条 市長が事務の執行にあたり補助事業者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き次の目的に使用する。
- (1) 補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）
 - (2) 本市が実施する CO₂ 排出削減事業及び調査業務（当該事業及び業務では、取得した個人情報を市が指定する外部機関に提供することがある。）
 - (3) 地球温暖化防止等に関する資料の送付
- 2 本補助事業において補助事業者等から提出された交付申請書、実績報告書、請求書及び添付された必要書類等は返却しない（市長が必要と認める場合を除く。）。

(協力)

- 第 22 条 補助事業者は、次に掲げる事項について協力を努めることとする。
- (1) 家庭における省エネルギー活動の実践
 - (2) 対象システムの導入状況及び地球温暖化防止等に関するアンケート
 - (3) その他市長が協力を依頼する事項

(なごや太陽光倶楽部への入会)

- 第 23 条 一体的導入事業又は Z E H 事業を実施する補助事業者(法人等を除く。)は、「なごや太陽光倶楽部」への入会を申請しなければならない。また、市からモニターの依頼があったときは、発電量や売電量等について本市に報告を行わなければならない。

(くらしカーボンニュートラルクラブへの入会)

- 第 24 条 家庭用燃料電池事業を実施する補助事業者(法人等を除く。)は、「くらしカーボ

ンニュートラルクラブ」への入会を申請しなければならない。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、住宅等の脱炭素化促進補助金事務取扱要領で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（名古屋市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備設置費補助金交付要綱の廃止）
- 2 名古屋市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備設置費補助金交付要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
- 3 名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱（平成 25 年 4 月 5 日施行）は、廃止する。
- 4 施行日前に旧名古屋市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備設置費補助金交付要綱の規定により太陽光発電設備に係る補助金の交付を受けた補助事業者は、本要綱の規定により補助金の交付を受けたものとみなす。
- 5 施行日前に旧名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱の規定により家庭用燃料電池システムに係る補助金の交付を受けた補助事業者は、本要綱の規定により補助金の交付を受けたものとみなす。

(経過措置)

- 6 施行日以前に旧名古屋市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備設置費補助金交付要綱の規定により交付を受けた太陽熱利用設備についての同要綱第 16 条から第 21 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項、第 1 号様式及び第 6 号様式（日本産業規格に係る部分に限る。）の改正規定は平成 31 年 7 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。